

議案第 1 1 0 号

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 証明書自動交付機の廃止に伴い、区における住民基本台帳カードの利用目的が無くなるため、本案を提出する。

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年9月世田谷区条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和元年12月29日から施行する。